

発行所
石川県保険医協会
 〒920-0902 金沢市尾張町2丁目8番23号
 太陽生命金沢ビル8階
 ☎(076)222-5373番 FAX(076)231-5156番
 URL <http://ishikawahokeni.jp/>
 E-mail ; ishikawa-hok@doc-net.or.jp
 発行人 西田直巳
 印刷所 ソノタ印刷株式会社
 購読料 1年間 5,000円(千共)
 (*本紙の購読料は会費に含まれます)

石川保険医新聞

主な記事

- 2面 今さら聞けない 歯科臨床シリーズ講演会
- 4・5面 石川県・個別指導情報
- 6面 ザ・日本国憲法
- 7面 おサル先生のジオラマ製作記⑥

今月の会員数 / 1,027人 (医科728人、歯科299人)



講師の斉藤典才理事



75人が参加して開催された (8月22日・地場産業振興センター)



講師の工藤事務局長

基礎知識から 適時調査対策まで

理事 斉藤 典才 (金沢市・外科)

八月二十二日(土)、石川県地場産業振興センターにおいて標記説明会を初開催し、主に病院関係の医師や事務職員、あわせて厚生局石川事務所に対する開示請求で得られた資料を簡潔にまとめ、石川保険医新聞に掲載してきたことと題し、三カ月前に自院で適時調査を受けた経験のある局側は、図で示したような適時調査のやりかた、自主返還に際する自主返還額、個別指導、局側からの「届出要件のポイント」を大きく上回る巨額化、この石川県でも「常勤と非常勤」や「専従と専任」の違

異な返還金の発生事例が散見されるようになってきました。これを避け、保団連の発行する「届出医療の活用と留意点」を有効に活用していただくことで、適時調査対策を強化したいとの思いから、今回の説明会を開催しました。

まず、司会の私の方から「適時調査の現状と留意点」と題し、三カ月前に自院で適時調査を受けた経験のある局側は、図で示したような適時調査のやりかた、自主返還に際する自主返還額、個別指導、局側からの「届出要件のポイント」を大きく上回る巨額化、この石川県でも「常勤と非常勤」や「専従と専任」の違

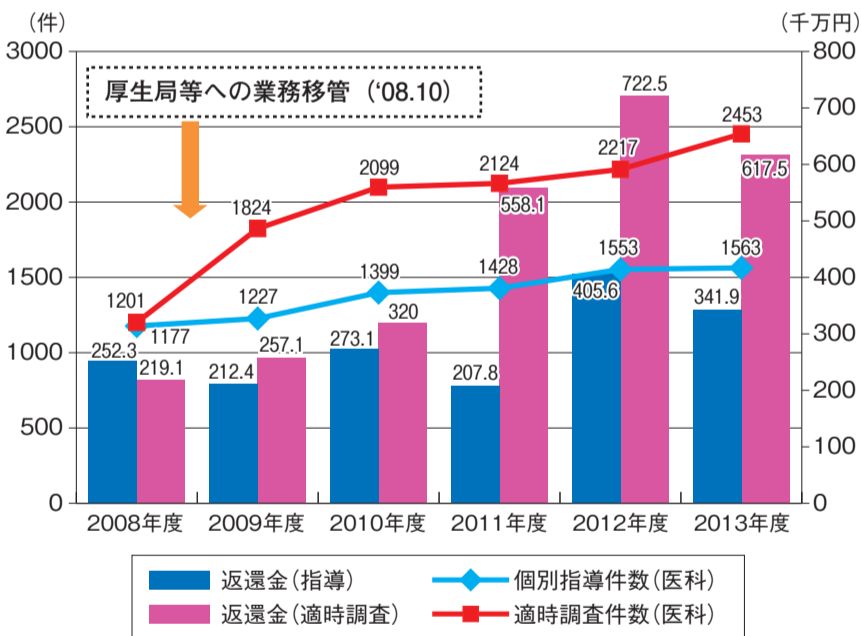


図 適時調査における自主返還額 (2015年1月31日・厚生労働省報道発表資料より)

「届出医療の活用と留意点」のどのページに書かれているかを具体的に示しながら、説明がありました。事務局長が額に汗を流しながら、説明がありました。事務局長が額に汗を流しながら、説明がありました。

公費負担医療等の手引

説明会

- 体裁 / B5判、682ページ
- 定価 / 4,000円(会員価格2,000円)
- 発行 / 全国保険医団体連合会
- 発行日 / 2015年7月24日

とき 2015年10月18日(日) 午前10時～正午

ところ 石川県女性センター 2階・大会議室 (金沢市三社町1番44号)

講師 保険医協会講師団

参加費 2,000円(テキスト代込)
 *テキスト「公費負担医療等の手引(2015年7月)」をお持ちの方は、必ずご持参ください。その場合は参加費は無料となります。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

石川県保険医協会
 電話:076(222)5373 FAX:076(231)5156

医心凡語

世の中が騒々しい。「安保」って、どこか懐かしい言葉だ。そんな感傷に浸れる年代になったということだろうか。イヤイヤ、歴史は繰り返す。テレビに映る熱気はあの時と同じ、本物だ。SEALDsとは、安保法案への反対の先頭に立つ学生団体のことである。正式名称は「自由と民主主義のための学生緊急行動」と言うらしい。彼らはあどけなさが残る表情とは対照的に、「私たちがやらなければ・・・」と語る、その真剣さに心打たれる▼平和とは何か？ 戦争とは何か？ 歴史上、戦争が起きるときに理由はいつものこうだ。「祖国の平和を守るために」どんな侵略戦争だって、指導者は平気で、そう国民に説明する。そして、大衆は勝利に驚喜し、その裏に隠れる多くの人の死に思いが至らぬ。そこで命を奪われるのは常に子どもであり、女性であり、弱者だ。戦争とはまさに狂気の世界である。ひとたび戦禍に巻き込まれれば、すべての日常が失われる▼どんな詭弁を弄そうと、戦場への距離を縮めるもくろみは認められない。世界一の軍事大国アメリカは世界一安全な国だろうか？ 今の日本とどちが安全だろうか？ ▼私たちは今、何を選択するのか。何を選択しないのか？ SEALDsという若者たちは、テレビの前に座る私たちにそれこそを問いかけて



42人が参加し、開催された（8月23日・ホテル金沢）

今さら聞けない歯科臨床シリーズ講演会 第6回

臨床例もとに 無歯顎補綴治療を解説

理事 山本 司(野々市市・歯科)



講師の野村修一先生

八月二十三日(日)午前九時半より、ホテル金沢にて、第六回今さら聞けない歯科臨床シリーズ講演会を開催した。今回は、今年六月に新潟県旧横越村でよこし野村歯科クリニックをご開業された、新潟大上顎義歯は吸着、下顎義歯的にズレない程度に義歯床

学名譽教授の野村修一先生を講師にお迎えした。テーマは、「そうだったのか！無歯顎補綴治療(基本編)」。義歯は義歯床と人工歯から成る」であり、具体的には、高齢の無歯顎患者で、長期間の義歯使用で顎骨が高度に吸収し、咬合が安定しない。人工歯は、前歯は舌側移動、臼歯は舌側を削除するとうまくいくことが多い。咬合平衡、筋平衡が悪くなければ、維持力が弱くても患者さんは義歯を使える。人工歯の位置が、水平

持論

本紙八月号に掲載された東海北陸厚生局の情報開示資料を見ると、個別指導に関するさまざまな問題点が見えてくる。

平成二十六年における個別指導の結果を見ると、歯科と歯科を合わせて、既指定の医療機関では、「概ね妥当」が五十一件中四件しかなく、「経過観察」が二十五件、「再指導」が二十一件と多くなっている。平成二十一年度まで「再指導」はほとんどなかったのに、平成二十二年度から「再指導」が急増した。このように変わってしまったのはなぜなのか？医療機関の点数算定の仕方が大きく変わったとは考えにくく、厚生労働省の指導方針の転換に

近年「再指導」半数近く

個別指導は

ルール指導する場に

また、新規指定の医療機関であっても「概ね妥当」は二十二件中八件で、「経過観察」が十件、「再指導」が四件となっている。既指定の医療機関はまたしも、新規指定の医療機関に対し

理由に選ばれている。診療科に

より、このような結果になったのであろうか。いずれにせよ、指導する側の考え方で結果が変わるような体制は改め、ぜひしっかりとした基準を作っていた

一方、二十七年実施予定の個別指導対象医療機関の選定理由にすべきではない。また、このように高点数による選定が続き、高額の薬剤を使ったりすること、ごく一般的な診療をしても高点数になることがあり、高点数を個別指導対象の理由にすべきではない。また、このように高点数による選定が続き、高額の薬剤を使ったりすれば、点数を上げないように萎縮診療となり、その結果、重大な疾患を見落とす危険性も出てくる。

よっては、外來手術をしたり、高額な薬品の薬剤を使ったりすること、ごく一般的な診療をしても高点数になることがあり、高点数を個別指導対象の理由にすべきではない。また、このように高点数による選定が続き、高額の薬剤を使ったりすれば、点数を上げないように萎縮診療となり、その結果、重大な疾患を見落とす危険性も出てくる。

そもそも、指導は保険診療のルールを指導する場であり、悪質な医療機関を取り締まったり、高点数の医療機関から診療報酬を返還させたりする場ではない。わざわざ個別に指導するのではなく、全医療機関を対象に集団で指導を行うべきである

歯科医師のための医科講座

老年医学的観点から見た 高齢者疾病の特徴

～歯科医院に増え続ける高齢者を診るために～

とき 2015年10月31日(土) 午後6時30分から8時30分まで

ところ 近江町交流プラザ 研修室1 (金沢市青草町88 近江町いちば館内)

講師 大川義弘(石川県保険医協会副会長)

対象 歯科会員とスタッフ(定員30人)

参加費 無料

●詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

石川県保険医協会 TEL 076(222)5373 FAX 076(231)5156

計測の平均値を利用した、Biometric Trayを用いた印象法が有効になる。トレー辺縁の外形線は、舌側肉縁残遺を基準に前歯、

犬歯、小臼歯、大臼歯部の順で、六、八、十、十二ミリの位置に設定する。印象時、印象用トレーの延長は、臼歯では床縁の幅の拡大が有効であって、ただ単にトレーの縁にコンパウンドを足すのではない。

囲碁解答
黒1から3と打つのが好手。白4に黒5で白死す。黒1で3は白4黒1白1で白生き。白2でイなら黒4。また白2で4なら黒1で白死す。
(問題は8面にあります)

将棋解答
▲1三歩成△同玉▲1四飛△同金▲3一馬△2三玉▲2二馬まで7手詰。
(解説)初手▲1三飛は△2一玉で届きません。▲1三歩成から▲1四飛が好手順で、△同金と取らせて▲3一馬がピッタリ決まります。
(問題は8面にあります)

「数独」の解答
7+2で、答えは「9」 (問題8面)
5 3 7 4 9 8 2 6 1
1 2 8 5 3 6 7 4 9
6 9 4 1 7 2 5 8 3
7 6 1 9 4 5 3 2 8
9 4 5 2 8 3 1 7 6
2 8 3 6 1 7 9 5 4
3 7 6 8 5 1 4 9 2
4 5 2 3 6 9 8 1 7
8 1 9 7 2 4 6 3 5

野村修一先生の講演の動画を、保険医協会ホームページにアップロードしました。トップページより閲覧できます。

●保険医協会ホームページ http://ishikawahokeni.jp/

保険医休業保障共済保険 2016年4月加入 募集開始!!

申込取扱期間 2015年9月1日(火)～
11月30日(月)

加入日 2016年4月1日(金)

加入(増口)申込資格は?

★次のいずれも該当する方

- ①加入日現在健康でひとつの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間以上業務に従事している方
- ②59歳(1956年10月2日以降に生まれた方)までの保険医協会会員で、約款に同意できる方

制度のポイント

- ★給付は長期(最長で730日)、免責は短期(5日間)
- ★掛け捨てではありません。脱退給付金が支払われます。
- ★掛金は加入時のまま満期まで変わりません。
- ★入院はもちろん、自宅療養でも、代診をおいても給付できます。
- ★他の所得補償保険等の加入に関係なく給付されます。

※同封の「加入申込のご案内」をご覧の上、制度の詳細につきましては、保険医協会までお問い合わせください。(電話 076-222-5373)

八月の理事会はお盆休みがあるため、月初めの一回のみの開催でした。いつものように各部からの活発な活動報告がありました。今回は学術・保険部からの東海北陸厚生局の開示資料についての報告が注目を集めました。個別指導についてのもの、その内容、傾向、意図(総点数の抑制?)から、対策やあるべき姿についての議論がありました。

協議事項については、医療運動、安保法制に対する運動などがありました。安保法制に対しては、七月二十三日に公表した

る会員署名、保団連の取り組み、他団体への協力を

【濱田 記】

第8回 理事会点描

個別指導・情報開示 資料の報告も

(8月4日・13人出席)

安保関連法案に対する会長談話、同法案に反対す

話し合われました。また、これらの他に喜

多副会長より、ストレスチェック義務化、インフルエンザの四価ワクチン、リフィル処方箋についての話題提供が、服部理事からはストレスチェックの資料提供があり、活発な意見交換となりました。前回報告があつたマイナンバー制も含めて、新たな施策が次々と打ち出される中、来年は診療報酬改定もあり、その対応も含め、なお一層の努力を求められていると感じます。

これだけわかれば大丈夫! 相続税基礎講座

- 講師** 盛永 有登 氏 (盛永有登税理士事務所)
- とき** 2015年11月8日(日) 午前9時30分から午前11時30分まで
- ところ** 近江町交流プラザ4階集会室 (金沢市青草町88 近江町いちば館内)
- 対象** 会員とその家族(定員80人)
- 参加費** 無料

●詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

石川県保険医協会
TEL 076(222)5373 FAX 076(231)5156

明日のための安心設計 保険医年金のおすすめ

加入・増口の受付は10月25日まで

この機会にぜひ加入・増口をご検討ください。

- お申込み期間 9月1日から10月25日まで **ご加入日** 2016年1月1日
- 予定利率 1.259%(2015年9月1日現在の予定利率で、将来変動することがあります)
- 加入資格 新規は満74歳、増口は満79歳までの保険医協会の会員

月払 101万円
(30口まで)
一時払 1050万円
(1回につき40口まで)

2014年度の運用実績は
予定利率と配当を合わせて **1.603%** 過去11年で最高の配当実績!

自在性が魅力です!

- 急な出費にも1口単位で解約できます
- 払込が困難な時には「掛金中断」も可能です
- 年金の受け取りは「受給時」に①10年定額年金②15年定額年金③15年逦増年金④20年逦増年金 から選択、または一括受け取り
- 万一の時にはご遺族に全額給付

保険医年金は、国の公的年金制度が不十分なためにつくられた医師・歯科医師を対象とする積立型の年金制度(拠出型企業年金保険)です。1968年に創設して以来、加入者は約5万4千人、積立金額は1兆1千億円を超え、わが国有数のスケールに発展しています。

保険医年金では年金制度でもっとも大事な点である加入者の年金給付を守ることを重視し、これまでに年金受給者の年金額をカットしたことは一度もありません。

年金資産は複数の生保会社でリスク分散されています。

ご加入例

【月払】で無理のない資金作り!

■月払に加入した場合

加入時の年齢	加入口(月額)	⇒	基本年金月額	年金受給総額(掛金総額)
45歳	15口(150,000円)	75歳から10年確定で受給の場合⇒	約55万3,770円	約6,645万円(約5,400万円)
50歳	20口(200,000円)	75歳から10年確定で受給の場合⇒	約59万6,800円	約7,162万円(約6,000万円)

※「月払」は、掛金負担時101万円につき運営事務費100円、生保委託手数料117円、遺族特約保険料6円が差し引かれ、9,777円が積立元本となります。

余裕資金は【一時払】でしっかり上乗せ!

経過期間	10口(500万円)加入の場合		20口(1,000万円)加入の場合	
	脱退一時金額	基本年金月額 10年確定年金の場合	脱退一時金額	基本年金月額 10年確定年金の場合
20年	約6,169,000円	約54,090円	約12,338,000円	約108,180円
30年	約6,928,000円	約60,740円	約13,856,000円	約121,480円

※ここで紹介した試算表については現在の予定利率(1.259%)に基づく概算であり、将来の支払い額をお約束するものではありません。

お問い合わせは 石川県保険医協会まで Tel:076-222-5373 Fax:076-231-5156

※普及期間中には、三井生命、明治安田生命、富国生命の普及担当者がお伺いしますので、ご面談くださいますようお願いいたします。※ここでは制度の概要をお知らせしております。詳細についてはパンフレットをご確認ください。

全国の会員から、自在性・柔軟性に富む保険医年金が評価されています。

<歯科個別指導における指摘事項>

1. 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項の記載を十分に行う。
- ② 診療をしたときは、診療に関する事項を診療録に記載する。
- ③ やむを得ず口述筆記する場合には、歯科医師自らが確認のうえ、署名又は記名・押印する。
- ④ 複数の歯科医師が担当する場合には、責任の所在を明確にするために診療の都度診療録に署名又は記名押印を行う。
- ⑤ 診療録第1面の主訴、傷病名、歯式、口腔内所見、開始、終了に係る記載を的確に行う。
- ⑥ 診療録第2面以降の記載内容が不十分（例：症状、所見、処置内容、指導内容、検査結果、治療方針、部位、補綴物の使用金属名、歯周治療、負担金徴収額）
- ⑦ 診療録の記載方法、記載内容に不適切な例が認められた。
 - ア 診療録の行間を空けた記載
 - イ 診療録の欄外への記載
 - ウ 療法・処置記載欄への複数行（2段）の記載
 - エ 判読困難な記載
 - オ 二本線で抹消したのではなく、修正液による訂正
 - カ 鉛筆による記載
 - キ 診療行為の手順と異なる記載
 - ク 独自または旧の略称・略称病名の使用

(2) 歯科技工書

- ① 設計、使用材料、発行の年月日、歯科医師の氏名及び歯科医師の勤務する診療所の所在地、医療機関名、歯科技工所の名称及び所在地が記載されていない。
- ② 保険医療機関及び保険医療費担当規則で定める保存期間（3年間）前に廃棄している。

2. 基本診療料等

- (1) 健康診断からの移行の結果に基づくものであることが明らかであるにもかかわらず、歯科初診料を算定している。
- (2) 歯科診療特別対応加算について、不適切な例が認められた。
 - ① 著しく歯科診療が困難でない患者について算定している。
 - ② 著しく歯科診療が困難でない患者について処置等の所定点数に所定点数の100分の50を加算している。
 - ③ 歯科診療特別対応加算に係る診療録への記載がない。

3. 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 管理計画書を提供していない。
- ② 2回目以降の継続管理計画書が適切な時期に提供されていない。
- ③ 歯科疾患管理料を算定した月は、患者又はその家族に対して、管理計画書を提供しない場合であっても、少なくとも1回以上の管理計画に基づく管理を行い、診療録にその要点を記載しなければならないが、その要点の記載がない。
- ④ 2回目以降の継続的な管理において、指導内容の診療録への記載が画一的

(2) 歯科衛生実地指導料

- ・ 指導の実施時間の記載が画一的な例が認められたので、実態に即した時間を記載すること。

(3) 新製有床義歯管理料

- ・ 提供文書に新製義歯の形状に係る記載が不十分な例が認められた。

4. 在宅医療

- (1) 歯科訪問診療を行った場合は、診療の都度、患者の状態を診療録に記載すること。
- (2) 歯科訪問診療料について、次の不適切な例が認められた。
 - ① 患者の病状に基づいた訪問診療の計画を策定していない。
 - ② 通院が困難な理由の記載がない。

5. 検査

(1) 電氣的根管長測定検査

- ・ 検査結果の診療録への記載がない。

(2) 平行測定

- ① 検査結果の診療録への記載がない。
- ② 検査結果の診療録への記載が不十分（例：「確認した」のみの記載）

6. 画像診断

- (1) 歯科エックス線写真が確認できない例が認められた。
- (2) 歯科エックス線撮影について、治療に必要な部位が撮影されていない。
- (3) 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影について、診断に係る所見の診療録への記載がない。
- (4) 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影について、診断に係る所見の診療録への記載が乏しい。
- (5) 歯科エックス線撮影の撮影枚数を誤って算定している。

7. 歯周治療

(1) 検査、診断等

- ① 「歯周病の診断と治療に関する指針」を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- ② 歯周病にかかる症状、所見等について診療録への記載が乏しく、診断根拠や治療方針が不明確
- ③ 治癒の判断、治療計画の修正等を的確に行っていない。

④ 歯周病検査

- ア 1か月以内の再度の歯周病検査について、所定点数の100分の50で算定すべき所を所定点数で算定している。
- イ 1口腔単位で行われていない歯周基本検査の例が認められた。
- ウ 歯周基本検査について、動揺度検査結果の診療録への記載がない。

(2) 処置、手術等

- ① 検査結果から判断して、スケーリング・ルートプレーニングの必要性が認められない例が認められた。
- ② 切開と同日のスケーリングが認められた。
- ③ スケーリング・ルートプレーニングの実施において、所見の診療録への記載が画一的
- ④ 歯周治療と並行し、歯科医学的に不適切な歯冠修復に係る補綴治療の例が認められた。
- ⑤ 歯周治療と並行し、歯科医学的に不適切なブリッジ、有床義歯に係る補綴治療が認められた。
- ⑥ 歯周基本治療の後に確認の歯周組織検査を行わず、歯冠修復、ブリッジ、有床義歯、欠損補綴に着手した。
- ⑦ 歯科衛生士による機械的歯面清掃処置について、歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。
- ⑧ 歯科衛生士による機械的歯面清掃処置について、歯科衛生士の氏名の診療録への記載が画一的

8. 処置等

- (1) 実際の根管数に基づかずに、根管充填を含む一連の根管治療の請求をしている。
- (2) ブリッジの切断について、実際に行ったブリッジの切断数に基づかず算定している。
- (3) 算定要件を満たさない根管ポストを有する鋳造体の除去が認められた。

9. 手術

- (1) 切開、難抜歯について、手術内容の診療録への記載がない。
- (2) ヘミセクション（分割抜歯）及び臼歯の抜歯手術の重複算定
- (3) 抜歯歯再搔爬手術について、手術内容の診療録への記載がない。
- (4) 口腔内消炎手術について、部位、症状、術式に関する診療録への記載がない。

10. 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- ① 欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点の診療録への記載がない。
- ② 欠損部の状態等の診療録への記載が不十分
- ③ 欠損部の状態の診療録への記載が画一的
- ④ 患者に提供した文書には要点を記載してあるが、診療録への要点の記載が不十分

(2) 有床義歯

- ① 印象採得
 - ア 算定要件を満たさない連合印象の例が認められた。
 - イ 算定要件を満たさない特殊印象の例が認められた。
 - ウ 特殊印象について、印象材料名の診療録への記載がない。
- ② 有床義歯について、人工歯の数の算定誤りの例が認められた。
- ③ 有床義歯の調整部位の診療録への記載がない。
- ④ 有床義歯の床修理について、破折部位、修理内容等の診療録への記載が不十分

11. その他

(1) 届出事項

- ① 標榜時間の変更について、東海北陸厚生局石川事務所に届出がされていない。
- ② 保険医の退職について、東海北陸厚生局石川事務所に届出がされていない。

(2) 院内掲示

① 届出医療

- ア 届出を行った施設基準等に係る掲示がされていない（例：CAD/CAM冠、クラウン・ブリッジ維持管理料）
- イ 明細書発行体制等加算について、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無償で交付している旨の院内掲示がされていない。
- ウ 届出していない施設基準について掲示がされている。

② 明細書発行に関する状況

- ア 明細書発行（明細書の発行を希望しない患者への配慮の明記を含む。）に関する状況が掲示されていない。
- イ 明細書発行に関する状況の掲示が誤っていた。

③ 保険外併用療養費

- ア 保険外併用療養費に関する事項について掲示がされていない。（例：金属床総義歯にかかる費用、フッ化物局所応用及び小窩裂溝充填に係る費用）
- イ 金属床による総義歯の費用が誤っている。

④ 有床義歯の取扱い

- ア 有床義歯の取扱いについてのポスターを受付窓口に掲示していない。
- イ 有床義歯の取扱いに関するポスターに、有床義歯の新製は前回作成時より6ヵ月以上経過していないとできない旨が記載されていない。

(3) 一部負担

- ① 一部負担金について、徴収されていない例が認められた。（例：自家診療分）
- ② 領収証について、歯科点数表の各部単位で金額の分かるものとされていない。

(4) その他

- ・ 帳簿、伝票等の関係書類について、所定の期間（3年）保存すること。

平成26年度個別指導における主な指摘事項

- 先月号に続き、石川県保険医協会が行政文書情報開示請求により、東海北陸厚生局石川事務所から入手した個別指導における指摘事項を以下に掲載する。なお、開示されたオリジナルの文書は指導対象医療機関ごとに指摘事項を列記したものであるが、以下ではその内容を点数表項目ごとに保険医協会で再整理したものである。
- 先月号では、「医科（その1）」として、点数表の順番で「投薬、注射」までを掲載した。本号では、「医科（その2）」と「歯科」の指摘事項を掲載する。来月号以降では「施設基準に係る適時調査の指摘事項」を掲載する予定である。

<医科個別指導における指摘事項(その2)>

（1から8 8月号にて掲載）

9. リハビリテーション

(1) 全般的事項

① 訓練の記録について不適切

- ア 訓練内容の記録が画的・不十分
- イ 身体機能の評価の記載が不十分
- ウ 訓練結果の評価の記載が不十分
- エ 訓練の開始時刻及び終了時刻の記載が20分単位で画的に記載
- オ セラピストへの指示事項が記録されていない。
- カ あん摩マッサージ指圧師等の従事者から実施報告を受けた医師又は理学療法士の署名又は記名押印がない。
- キ 消炎鎮痛等処置の実施録の欄外部分に括弧で併記されている。
- ク カンファレンスの議事録が残されていない、不十分（例：出席者氏名、終了時間）

② 医学的にリハビリテーションの適応に乏しい患者に実施された。（例：根性坐骨神経痛、頸肩腕症候群、下肢歩行障害、医学的にリハビリテーションの適応に乏しいと思料されるROM NPと所見がある疼痛障害が主たるもの、一定以上の運動機能低下がないもの）

③ リハビリテーションの開始にあたり、リハビリテーション実施計画の説明がされていない。

(2) 疾患別リハビリテーション料

- ① 機能訓練の内容の要点及び実施記録の診療録への記載がない。
 - ② 医師は定期的な機能検査等をもとに、その効果判定を行い、定められた様式に準じたリハビリテーション実施計画書を作成すること。
 - ③ 開始時及びその後3ヶ月に1回以上、患者に対して実施計画の説明がなされていない、あるいは説明の要点が診療録に記載されていない。
 - ④ 継続してリハビリテーションを行うことになった患者について、診療報酬明細書に継続となった日の記載がされていない。
- (3) 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）について、適切な運動器リハビリテーションに係る研修を終了したあん摩マッサージ指圧師等の従事者が実施する当該療法を実施するに当たり、医師が指導監督及び指示を適切に行っていない。

10. 精神科専門療法

- (1) 入院精神療法について、実施した内容の要点の記載が不十分
- (2) 通院・在宅精神療法について、診療録への実施時間の記載がない。
- (3) 認知療法・認知行動療法について、厚生労働科学研究班作成の「うつ病の認知療法・認知行動療法マニュアル」（平成21年度厚生労働省こころの健康科学研究事業「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」）に従って行われておらず、また、医療機関内に専任の認知療法・認知行動療法に習熟した医師が1名以上勤務していない。
- (4) 心身医学療法の要点を診療録に記載していない。

11. 処 置

- (1) 基本診療料に含まれる浣腸を、誤って高圧浣腸で請求している。
- (2) 創傷処置1ではなく外来管理加算を請求
- (3) 皮膚科軟膏処置
 - ① 誤って創傷処置で算定している。
 - ② 処置面積が記載されていない。
 - ③ 処置した面積が皮膚科軟膏処置の算定要件を満たしていない。
- (4) 子宮脱非観血的整復法のペッサリー交換の事実記載がない。
- (5) 消炎鎮痛等処置
 - ① みだりに実施している。
 - ② 診療録に、実施記録を記載した者の署名がない。
 - ③ 指示箋及び実施記録はあるが、診療録に必要性や経過の記載がない。
- (6) 四肢ギプス包帯について、半肢を誤って上肢、下肢（片側）で算定している。
- (7) 胸部固定帯固定について、誤って肋骨固定術を算定している。

12. 手 術

- (1) 手術の内容記載が不十分（例：真皮縫合を行った旨が診療録に記載がない）
- (2) 術中使用薬剤として適応外の薬剤を算定している（例：ソフラチュール貼付剤）
- (3) 腹腔鏡下による手術を開腹による点数で算定している（例：虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を伴わないもの））。
- (4) 陰茎尖圭コンジローム切除術について、誤って皮膚、皮下腫瘍切除術で算定している。

13. 麻 酔

- (1) 神経幹内注射について、誤って神経ブロック注射で算定している。
- (2) トリガーポイント注射
 - ① 適応に疑義のあるステロイドを混注している。
 - ② 圧痛点の記載がない。

14. 特定保険医療材料

皮膚欠損用創傷被覆材について、漫然使用の例が認められた。

15. 入 院 料

- (1) 入院基本料に係る看護記録について、患者の個人記録を、個々の患者毎に作成していなかった。
- (2) 入院診療計画書
 - ① 別紙2に示される様式に準じていなかった。
 - ② 各項目の記載がない例や画的記載の例が認められた。
 - ③ 説明を受けた患者又は家族の署名がないにもかかわらず入院基本料等を算定していた。
- (3) 療養病棟入院基本料
 - ① 患者の入院時と退院時のADLの程度を診療録に記載していない。
 - ② 患者・家族への説明文書が、医療区分・ADL区分の評価表（別紙様式2）に準じていない。
 - ③ 医療区分・ADL区分の評価の手引きの留意事項に該当しない患者について医療区分3に該当するとして入院基本料を算定している（例：気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態の患者であるが、投薬、処置等、発熱に対する治療が行われていない患者について医療区分3としている。）。
- (4) 入院基本料等加算
 - ① 救急医療管理加算について、救急医療管理加算1の対象となる状態に準ずる状態であると疑われる患者に対し救急医療管理加算1を算定している。
 - ② 緩和ケア診療加算の実施計画書について、別紙様式3に示される事項に準じていない。
 - ③ 感染防止対策加算2について、一部の広域抗菌薬の取り扱いが届出制又は許可制となっていない（例：メロペナム点滴用バイアル0.5mg500mg）。
 - ④ 退院調整加算
 - ア 退院先が退院支援計画書への記載のみで診療録に記載されていない。
 - イ 退院支援計画の内容に、退院支援計画着手日が含まれていない。
 - ⑤ 総合評価加算について、患者及びその家族等に説明した要点を診療録に記載していない。

16. その他

- (1) 診療報酬請求、診療報酬明細書
 - ① 診療報酬の請求にあたっては、審査支払機関への診療報酬明細書の提出前に主治医自ら必ず診療録等と照合し、記載事項に誤りや不備がないかを確認すること。また、診療部門と事務部門とが連携を図り、適正な保険請求に努めること。
 - ② 審査支払期間の査定を受けた場合は、査定理由の確認を行い以後の請求事務等の参考とされたい。
 - ③ 診療報酬明細書の傷病名欄
 - ア 主傷病と副傷病の区別が記載されていない。
 - イ 診療報酬明細書の主病名が適切に変更されていない。
 - ウ 診療報酬明細書と診療録の傷病名が違う。
 - エ 疑い病名を確定病名として誤って診療報酬明細書に記載している。
 - オ 診療開始日が実際の診療開始日と相違している。
 - カ 傷病名が適切に整理されておらず、非常に多数の傷病名の例が認められた。
 - ④ 診療報酬明細書に記載のコメントについて、診療の内容と相違する。
 - ⑤ 再診料、外来管理加算、時間外対応加算2、明細書発行体制等加算、注射について、誤って診療録の実日数より多く請求している。
- (2) 院内掲示等
 - ① 届出のある施設基準に関する院内掲示をすること。
 - ② 療養の給付と直接関係のないサービス等について、院内掲示すること。（例：文書料、インフルエンザの予防接種）
- (3) 地方厚生局への届出・報告
 - ① 保険医の異動、標榜時間の変更、診療科名の変更があった場合は、その都度速やかに届出すること。
 - ② 酸素の購入価格の報告にあたり、購入単価の算出方法に誤りが認められた。
 - ③ 特別の療養環境の提供（差額ベッド）
 - ア 特別の料金を設定した場合の報告が行われていなかった。
 - イ 徴収料金に変更あった場合は、その都度速やかに報告すること。
 - ウ 同意書による同意の確認が行われていなかった。
- (4) 患者負担
 - ① 療養の給付と直接関係ないサービス等といえないもの等、適切でない保険外負担の例が認められた。
 - ・ 療養に必要とした膝サポーター
 - ・ 血糖自己測定用のグルテストセンサー、ジェントレット針、メディセーフチップ、メディセーフ針
 - ② 保険外負担について、同意書による確認が行われていない。
 - ③ 領収証について、医科点数表の各単位で金額の分かる様式になっていない。

寄稿 ザ・日本国憲法

シリーズ⑫

「民が代」を歌おう

俵 友恵（保健師、九条の会・石川医療者の会）

私はメロディーとしての「君が代」が好きである。どこの国の国歌よりも情緒があって良いと思う。実に和風である。いつ聞いても何度聞いてもほれぼれする。

また、詩としての「君が代」も好きである。

君が代は 千代に八千代に
さざれいし（細石）の いわお（岩石）となりて
苔のむすまで

無駄をとことん削った茶室のような、苔むす日本庭園の静寂な佇まいが目に浮かぶ。

このような思索をたどると、この情景は平和だから成り立つ、平和の証しであることに気づく。これは、武力を行使し、戦い獲るものではなく、近隣国との平和を愛し「和を以て貴しとなす」とした聖徳太子の精神を詠んだ詩ではないかとさえ思えてくる。しかし、今は聖徳太子を引き合いに出さなくてもよい。今の日本は日本国憲法によって保障された民主主義国

家である。つまり、「民」の代となった。しかし、まだ70年しか経っていない。第2次世界大戦時のように、不心得者に蹂躪されないようにしっかり守っていかねばならない状況にある。

そこで、私は、「君が代」の代わりに「民が代」を歌うことを提案する。

民が代は 千代に八千代に
さざれ石の 苔むすまで
平和 よも（四方）の民らと

これは兼六園の中にある曲水の情景である。浅い流れの水面から、そこに出てくる小さな石頭に、苔がむしているのである。この情景を見た時、ああ、なんて平和なのだろう、水面からほんの少し頭が出ている小石にも苔がむすほど、曲水の流れが乱されることもなく、濁流にもまれることもなかったのだと。

私の愛する国、日本は日本国憲法第9条を掲げ「君が代」ではなく「民が代」を歌いつつ、国民一人ひとりが自国の政治に責任を持って、世界の国々の人々と和を結ぶ活動を続けていかなければならないと、心に強く思う。また、この「民が代」を広めていきたいとも思う。

みなさん、まず歌ってみませんか？ メロディーは「君が代」で、歌詞を「民が代」にして歌ってください。どうです？ メロディーにぴったりおさまるでしょ？ 象徴である天皇陛下が平和を希求されるお言葉を一度ならず表明されたのをお聞きし、陛下の涙ぐましい努力を感じないではいられない。主権在民を保障された私たち国民も、天皇陛下の努力以上に力を発揮し知恵を結集して、現日本国憲法を守り、この憲法を世界に誇ろう。「民が代」を歌いつつ。

原発（いのちのみらい）

シリーズ講演会 第10回

漫才を武器に、原発事故を追い続ける！ 芸人ジャーナリスト おしどりマコ・ケンの 福島取材報告

講師 **おしどりマコ、おしどりケン**

とき **2015年11月29日(日)** 午後2時～午後4時まで(予定) **ところ 金沢都ホテル**
5階 加賀の間 (金沢駅兼六園口(東口)正面)

- 対象 / どなたでもご参加いただけます(定員150人)
- 参加費 / 無料(託児あり) ※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

石川県保険医協会 TEL(076)222-5373・FAX(076)231-5156

書籍案内



井沢 宏夫（金沢市・内科）



1980年代、小説家・森村誠一が上梓した『悪魔の飽食』は、多くの国民に読まれ「日本の医師、医学者の戦争医学犯罪」を赤裸々なものとし、大きな衝撃を与えた。20世紀末より15年余の歳月をかけ、日本の医師・医学者有志が、かつての戦争に向かい合い、731部隊細菌戦の実態を明らかにしてきた。本書はその集大成であり、当時の医の倫理を検証し、新たな医の倫理の確立に向けて、誠実に努力した経過をまとめ、後世に伝えたいという思いが込められている。しかし、日本の医学界主流は、遺憾ながらこのような戦時中の医師の犯罪行為に目を背けてきた。

- 発行 文理閣
- 体裁 A5判、396ページ
- 発行日 2015年8月15日

戦争体験のない世代、特に団塊の世代の先生方には、ぜひ一読いただきたい貴重な一冊である。

会員価格3,600円で販売しています。ご希望の方は保険医協会(電話 076-222-5373、FAX 076-231-5156)までお問い合わせください。

国連・核廃絶デー

記念講演会 International Day for Total Elimination of Nuclear Weapons

お話 **西本 多美子**さん
石川県原爆被災者友の会会長

西本多美子さんは、4歳のときに広島で被爆されました。被爆者運動に関わられてからは、たくさんの方の被爆証言を読み込み、断片的に残る自身の被爆体験をつなぎ合わせながら、証言活動をされています。

参加費
無料

日時 2015
9/26[土] 18:30～20:30

会場 **近江町交流プラザ**
4階 集会室
金沢市青草町88番地(近江町いちば館内)



■後援 / 国際連合広報センター、朝日新聞金沢総局、石川県原爆被災者友の会、石川県生活協同組合連合会、石川県保険医協会、石川県民主医療機関連合会、石川テレビ、NPO法人はだしのゲンをひろめる会、エフエム石川、九条の会石川医療者の会、生活協同組合コープいしかわ、非核の政府を求める石川の会、北陸中日新聞、北陸放送、北國新聞社、毎日新聞、北陸総局

●詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

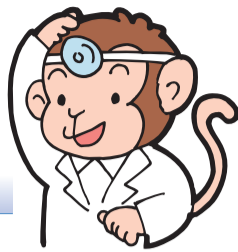
■主催・お問合せ先
核戦争を防止する石川医師の会

電話 076-222-5373
Email ishikawa-hok@doc-net.or.jp
HP http://ippnw-ishikawa.jp/

おサル先生の ジオラマ製作記

～高波診療所と加越能鉄道～

小川 滋彦 (金沢市・内科)



6回シリーズ
その6(最終回)

命を吹き込む背景画、 そして後日譚

これの製作に十年を費やしたと述べた。しかし、実際の工作は一年ほど、構想から通算しても三年くらいだから、正しくは「十年、楽しんで」と言い直すべきである。鉄道マニアには「レイアウトに完成なし」という格言があり、バス停や郵便ポストや人形をあっちへやったりこっちへやったり、さらには背景画をいろいろ変えてみるなど、時の経つのを忘れてしまう。特に背景画の効果は、下の写

真二枚を見比べれば歴然としている。今回、隣家まで五百m離れた散居村を表現する上で、背景画の果たす役割は絶大だったが、ここにたどり着くまで数年かかったのである。最初のころは、既製の品のカレンダーなど何でも置いてみた。とりわけ富山に行った際には、立山連峰のポストやパンフなど、片っ端から入手した。しかし、しっくりこないのだ。迫り来る山がうるさ過ぎる。ある日、旅行雑誌に遠くの立山を後ろにした、屋敷森とチューリップ畑の小さな写真を見つけた。ひらめいた! 直ちに画材店へ行って大きなブルー生地を買ひ、それを木組に貼り付け、運転盤の両脇からハミ出る視野いっぱい青空とした。そこに、その切り抜いた小さな写真をずっと下の方、つまり線路基盤の海拔ゼロより低い位置がチューリップ畑になるよう貼り付けた(この工夫によって、視点が上がしても同じような背景が目に入ることとなった)。山を限りなく小さくして、広い空間を演出する。まさに、だまし絵の世界だ。

本紙二〇一五年新年号のジオラマ写真は二〇〇六年に撮影し、

ジオラマの件で第二の故郷、高波に思いを巡らせていた矢先だったので、二つ返事で出席することにした。五十年ぶりに再会する同窓生たちは、お互い、いいオジサンおばさんになって「初めまして」という感じで、私のことを覚えていた方は多くはなかったかもしれないが、診療所での父の活躍が話題に上るのはいずれの席で診療所のジオラマ

ずっとお蔵入りになっていたものが、この形で見ると、目の見事に合ったが、もつと奇遇がある。ちようと本紙に掲載が決まったころ、ひょんなことで(父にまつわるエピソードなのだ)高波幼稚園の同窓会から五十年ぶりにお声がかかったのだ。私も

ジオラマの件で第二の故郷、高波に思いを巡らせていた矢先だったので、二つ返事で出席することにした。五十年ぶりに再会する同窓生たちは、お互い、いいオジサンおばさんになって「初めまして」という感じで、私のことを覚えていた方は多くはなかったかもしれないが、診療所での父の活躍が話題に上るのはいずれの席で診療所のジオラマ



写真1 背景画のない状態。何だか殺伐としている



写真2 背景画を置いた、お気に入りの一枚。右手の線路までが運転盤で、チューリップ畑は10cmほど下に位置する

石川県保険医協会主催 ゴルフコンパ

日時
2015年11月1日(日)
午前8時31分スタート(集合:8時)

場所
片山津ゴルフ倶楽部・山代山中ゴルフ場
あすなろ・くろゆりコース
(電話 0761-74-0810)

参加費
保険医協会会員並びに
そのスタッフなど **1,500円**
(保険医協会未入会員2,500円)

ビジタープレー代 **11,400円**
(昼食付き/各自、お支払いください)

競技方法
①個人戦:18ホール・ストロークプレーで、ダブルバリア方式でハンディキャップをつけ、順位をつけます。
②団体戦:各チーム参加者全員のスコアを合計し、人数で割ったスコアで勝敗を決めます。

その他
*キャディーは原則、つけません。
*賞品:個人戦の1位(トロフィー&景品)、2位、3位。団体戦の1位。
*その他、西田会長賞(特別賞)、ベスグロ、プービー、ドラゴン、ニアピン、参加賞など多数の景品をご用意します。

●詳細・申し込みは同封の案内チラシをご覧ください。

ドクターズファミリー コンサート

第1部 コンサート

とき **2015年10月4日(日)**
●開場:午後1時半 ●開演:午後2時
(午後5時終演予定)
ところ **金沢市民芸術村 ミュージック工房**
(金沢市大和町1-1 無料駐車場あり)
入場料 **無料**(申し込みは不要です)

第2部 懇親パーティー

とき **2015年10月4日(日)**
●午後5時半～午後8時ごろ
ところ **れんが亭・2階**(金沢市民芸術村敷地内)
参加費 **1人 5,000円**(定員40人)
※必ず、事前申し込みが必要です

●詳細および懇親パーティーのお申し込みについては、同封の案内チラシをご覧ください。

石川県保険医協会
電話 076(222)5373 FAX 076(231)5156

医療・福祉問題研究会第120回例会

社会保障・税一体改革は 医療介護制度をどう変えるのか

— 提供体制改革を中心とした動向と課題 —

報告者 **工藤 浩司さん**(石川県保険医協会事務局長)

日時 **2015年10月31日(土)** 参加費 **無料**
15:00～17:00

会場 **松ヶ枝福祉館 4F 集会室**(金沢市高岡町7番25号)

主催 **医療・福祉問題研究会**

〒920-1192 金沢市角間町 金沢大学地域創造学類社会保障論研究室
ホームページ <http://hmk.sakura.ne.jp/>

会員リレーエッセー

◆◆192◆◆

初めての 邦楽オーケストラ演奏

西川 律泉(忠之)
(能美市・泌尿器科)

八月二日(日)、石川県立音楽堂・コンサートホールにて、第四十三回全国アマチュアオーケストラフェスティバル金沢大会があり、尺八パートで師匠である父と一緒に出場することが叶った。

フェスティバルの歴史をたどると、一九七三年に愛知県豊橋市で第一回大会が開催されたことに始まる。以後、毎年一回開催されている。金沢大会は今回二回目。前回は一九九八年の第二十六回大会で、故岩城宏之指揮によりマラー交響曲第一番、故大村松雄指揮で八千代獅子、千鳥の曲が演奏された。今回の、白山かんこ踊りは、金沢大学出身のプロ尺八奏者である故石垣征山の作曲で、箏、三味線、尺八の三曲に民謡打楽器の、かんこ、と混声合唱団が折り重なる名曲。フェスティバルの曲目に邦楽が演奏されたのは、金沢開催の二回だけ。

やまぐち内科クリニックの山口泰志先生指揮にて、二カ月前より四回のリハーサルを積み重ねてきたと言いたいところであるが、私は診療のため前日の本番想定のリハーサルは出られず。なぜか、当日の演奏の指定位置が変わっていた。吹奏パートの一部をいきなり変更するよう隣の先輩に指摘され、エトとなった。山口先生が聞けば、怒られそうな話である。前三回のリハーサルに出ていて良かった。オーケストラのコントラバスに相当する一七弦箏のリズムをまず確かなものとし、合奏になれている箏、三味線方に的確な指示を与え、混声合唱のハミング箇所はムームーをルールルーへと発声の変更指示がなされた途端、合唱の声が大きくなりとなった。つられて、尺八パートも自然と一体化されていた。指揮者は、本番の指揮よりリハーサルの指導が本領であることを知った。

高円宮妃久子さま代理承子さま臨席の下、本番は指揮者を確認し、間違いないよう吹奏することだけに努めた。終われば、立ち見席も出る満席に、大きな拍手。次の出待ちのオーケストラのメンバーも拍手で迎えてくれた。指揮の山口先生は舞台袖でクリクリな目をさらに大きくし、皆にそして僕にも挨拶してくれた。

原稿募集中

趣味や旅行記、医療・福祉に関してや平和、環境問題についてなど、会員寄稿をお待ちしています。編集部までご連絡ください。076(222)5373

奥能登より こんにちは

相承 SOJO —大いなる足音が聞こえますか—

松原 完也 (輪島市・歯科)



写真1 通常座礼ですが、この年は宮司怪我のため立礼。小生後列左より二人目(〜〜)

二〇〇七年三月二十五日 奥能登では七月から十月の「能登半島地震」では、皆さまに大変お世話になりました。改めて感謝申し上げます。

奥能登では七月から十月の「能登半島地震」では、皆さまに大変お世話になりました。改めて感謝申し上げます。本遺産に指定された「キリコ祭り」が勇壮で有名ですが、小生の地、元・門前では、七月十八、十九日に、それとは全く趣の異なる、通称「ごうらい祭り」、「葬式祭り」が行われます。ご存じのように、当地は北前船の寄港地として栄え、後に幕府の天領となつた黒島地区(国指定重

露払いを務めます。「無病息災」を願う祭りで、祖に夢のお告げがあつたとす。「わっしょい、ワッショイ」とにぎやかなものではなく、松離子の笛の音(ね)と太鼓の音の下、渡御が執り行われます。松離子の曲調など、いくつか祇園祭と似たところがある? とも言われております。ここで余談ですが、この祭りは毎年新聞に「奇祭」と報じられます。「ごうらい」の影響もありませんが、地元民にも珍しく、多分ここだけ!? と誇りに感じております。現在、あと二年をめ



写真2 奥能登最後の秘境「猿山岬」付近の雪割草。花言葉は「忍耐」

最後ですが、「まれ」のオープニングの砂浜は、その昔、土地の娘・お小夜と若き船乗り・重蔵との悲恋物語の伝わる、「泣き砂の浜(全国で三十カ所余りあるうちの一つ)」の琴ヶ浜です。砂浜を歩くと「キュッ、キュッ」と女の人が泣くような音がします。追伸・二女に読ませたら、「門前そば」は!? と・・・シマッタ(汗)

SUDOKU

5				9				1
	2				6			
		4	1			5	8	
7		1				3		
9				8				6
		3				9		4
	7	6			1	4		
			3				1	
8					2			5

数独

二重枠(2つあります)に入った数字の合計はいくつになるでしょう。

【ルール】

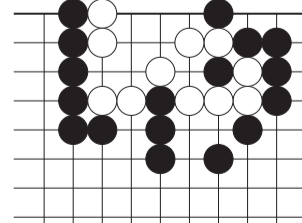
- ①空いているマスに、1から9までの数字のどれかを入れます。
- ②タテ列(9列あります)、ヨコ列(9列あります)、太線で囲まれた3×3のブロック(それぞれ9マスあるブロックが9つあります)のどれにも1から9までの数字が1つずつ入ります。

(答え2面)

パズル制作/ニコリ

碁 初級編

■出題 九段 石樽郁郎
黒先 8分で1、2級以上
<ヒント> 中からの攻めで白の弱点をつきます。



(解答は2面にあります)

将棋 初級編

■出題 九段 西村一義



<ヒント> とどめは馬の活用で・・・
(10分で2級)

(解答は2面にあります)

地震の傷跡を復興中です。一方は日本海に面し、

当地は三方を山に囲ま